

令和5年 11月13日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
調達会計部長 早瀬 英俊

北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1P002800	器材の撤去・据付役務 (蒸気煮炊がま)	島松駐屯地	12月22日	11月13日	5.11.28 1000	5.11.28 1000	防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格)は 問わない。	.

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先

〒061-1393

北海道恵庭市西島松308番地 島松駐屯地

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課

TEL: 0123-36-8611 (担当: 第1契約班 高尾 内線: 5339)

FAX: 0123-36-8719

※ 原価計算課から市場調査価格の依頼があった場合は、確実なご協力をお願いします。

調達要求番号：3MCZ1A20059

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
NQ-Z21009	
作成	平成24年 2月 7日
変更	平成 年 月 日
作成部隊等名 北海道補給処	

器材の撤去・据付役務

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処における器材の撤去・据付について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 場所

調達要領指定書によって指定する。

3 撤去・据付に関する要求

3.1 撤去・据付器材

調達要領指定書によって指定する。

3.2 使用器材・材料等

撤去・据付等に必要なる器材及び材料については、請負業者が準備するものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2によるほか、契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

5 仕様書に関する疑義

5.1 この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

5.2 契約内容について第三者に請け負わせる場合は、「入札及び契約心得」で定める「下請負承認申請書」を契約担当官に提出し、承認を受けるものとする。

調達要領指定書		調達要求番号	3MCZ1A20059	
		調達要求年月日	令和5年11月9日	
		作成部隊名	北海道補給処	
		作成年月日	令和5年11月9日	
品名		器材の撤去・据付役務(蒸気煮炊がま)		
仕様書番号		NQ-Z210009		
指定事項				
1 場所 北海道補給処総務部管理課糧食班				
2 据付器材(官給品)				
	品名	規格	単位	数量
	電気煮炊きがま、220L	RHST-35	UN	1
			単価	金額
			902,000	902,000
3 作業内容				
3-1 撤去給食器材・配管は検査官指導のもと指定場所へ移動				
3-2 指定する既設接続配管最上部まで分解元バルブ設置施工配管				
3-3 指定する上記接続配管排気部配管もともに施工				
3-4 新設品一次保管場所より移動運搬搬入設置(梱包木枠などは業者回収)				
3-5 振動防止用床固定ステンレス製による				
3-6 本体グラウンド部グラウンドパイプ回転防止用ロットナット設置				
3-7 付属配管部品組み立て・排気側第一継手検査用配管方法				
3-8 排気側検査用止水栓設置				
3-9 排気トラップ用テストバルブ設置				
3-10 排気トラップディスク型新設施工				
3-11 蒸気供給用・温度管理排気用各配管元バルブより新設				
3-12 保温 蒸気配管天井より手元フランジまで				
3-13 排気用 立て配管のみ				
3-14 設置検査用使用許可申請準備施工				
3-15 新設設置に伴う水圧検査(加圧ポンプによる)				
3-16 検査官使用許可確認検査立ち合い				
3-17 引き渡し完了後1年以内に通常の状態において使用した上で支障が生じた場合はその 支障の原因が据付時の不備によるものと判明した場合は、据え付け業者の責任において 無償にて整備するものとする。				